

2014 11/20

相続のいろは

ミニ知識 ②

夫が亡くなった専業主婦のAさん。生活費を引き出しに銀行に行くと、相続手続きが終わるまで夫の口座は凍結されると言われた。いつになったら引き出せるのか。まず人が亡くなったら死亡届を出さねばならない。銀行がこれを確認し

預貯金の相続手続き

た時点で故人の口座取引は凍結になる。葬儀費用や入院費用などは特別に引き出せるが、相続人全員の念書が必要だ。次に相続人は何人いるか確定しなければいけない。故人が生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本を集める必要がある。故人が本籍を移したことがあれば、その市区町村発行の戸籍謄本も必要だ。この作業は4カ月以内が目安だ。その上で、相続人の遺産分割協議で配分を決

口座凍結解除に手間

預貯金相続の主な手続き

7日以内

4カ月以内

10カ月以内

死亡届の提出	相続人の確定	遺産分割協議	預貯金・有価証券の換金・名義変更	相続税の申告・納付
--------	--------	--------	------------------	-----------

める。分け方が決まったため遺言書で生前にから金融機関所定の用紙に相続人を確定するといったまとめ、通帳や印鑑証明 対応が増えているとい書などと一緒に提出すう。これでようやく口座

の凍結が解除され、お金が引き出せるようになる。手続きに手間取ったり、相続人同士がもめたりして、手続きに4~5カ月かかる場合も多いという。こ

(随時掲載)